

令和 2 年度決算に基づく新潟市健全化
判断比率再審査意見書

令和 3 年度決算に基づく新潟市健全化
判断比率及び資金不足比率審査意見書

新 潟 市 監 査 委 員

令和2年度決算に基づく新潟市健全化判断比率再審査意見

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して審査を行った。

第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に基づく審査

第3 審査の対象

令和2年度決算に基づく健全化判断比率のうち、再審査に付された将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第4 審査の着眼点

- 1 再審査に付された将来負担比率が、関係法令に基づき適正に算定されているか
- 2 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

第5 審査の主な実施内容

決算関係書類及び根拠資料との照合、関係職員に対する質問等

第6 審査の実施場所及び日程

- 1 実施場所
監査委員事務局執務室等
- 2 実施日程
令和4年8月18日から令和4年8月30日まで

第7 審査の結果

令和4年8月10日付けで再審査に付された令和2年度決算に基づく健全化判断比率のうち、将来負担比率について、算定に用いた退職手当負担見込額に数値の誤りがあったことを確認した。

この数値の誤りは、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されたことに伴い、退職手当支給対象職員の抽出方法を変更した際、その抽出を誤ったことによるものである。

退職手当負担見込額

(単位：千円 △印：減)

年度	訂正後	訂正前	訂正増減額
令和2年度	76,305,845	76,410,328	△104,483

審査の結果、将来負担比率の算定時に用いた数値の誤りは是正されており、訂正後の数値はいずれも適正であるものと認めた。

健全化判断比率のうち訂正後の将来負担比率は、次の表のとおりである。

年度	訂正後	訂正前
令和2年度	134.6%	134.7%

第8 意見

将来負担比率は、一般会計等において将来負担が見込まれる実質的な負債の標準財政規模に対する割合であり、この指標が正確に算定されなければ、経年比較や他の政令指定都市との比較といった分析が行えないことから、本市の財政状況を適切に把握する上で非常に重要な指標である。

この度誤りのあった退職手当負担見込額は、将来負担比率を算定するための基礎数値のひとつであるが、当該数値の所管部署において、会計年度任用職員制度の導入に伴い対象職員の抽出方法を変更した際、十分な確認を行わなかったことは、将来負担比率の重要性に対する認識が欠けていたといわざるを得ない。

今後、関係部署においては、二度とこのような誤りが起こらないよう、再発防止を徹底するとともに、財政当局においても、将来負担比率の基礎数値を取り扱う関係部署に対し、その重要性について周知徹底を図るよう求めるものである。

令和3年度決算に基づく新潟市健全化判断比率 及び資金不足比率審査意見

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して審査を行った。

第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に基づく審査

第3 審査の対象

- 1 健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 資金不足比率
- 3 1及び2の算定の基礎となる事項を記載した書類

第4 審査の着眼点

- 1 関係法令に基づき適正に算定されているか
- 2 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

第5 審査の主な実施内容

各算定様式及び根拠資料の照合、年度比較等の分析のほか、関係職員に対する質問等

第6 審査の実施場所及び日程

- 1 実施場所
監査委員事務局執務室等
- 2 実施日程
令和4年8月1日から令和4年8月30日まで

第7 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定、その算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていると認めた。

1 健全化判断比率

健全化判断比率の各比率はいずれも早期健全化基準を下回った。

健全化判断比率は次の表のとおりである。

健全化判断比率		早期健全化基準
実質赤字比率	－ (－)	11.25%
連結実質赤字比率	－ (－)	16.25%
実質公債費比率	11.0% (10.9%)	25.0%
将来負担比率	124.0% (r134.6%)	400.0%

※「－」表記は実質赤字額及び連結実質赤字額がない(＝黒字である)ため、記載すべき比率がないことを表している。

※()内は前年度の比率である。

2 資金不足比率

各特別会計においては、いずれも資金不足は生じていないため、資金不足比率は算定されていない。

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業会計	－ (－)	20.0%
水道事業会計	－ (－)	
病院事業会計	－ (－)	
中央卸売市場事業会計	－ (－)	
と畜場事業会計	－ (－)	

※「－」表記は資金不足額がないため、記載すべき比率がないことを表している。

※()内は前年度の比率である。

第8 健全化判断比率の概要及び意見

1 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模）に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模①}}$$

① 標準財政規模 = 標準税収入額等 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額

令和3年度決算に基づく実質赤字比率は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △：減)

区分（会計名等）		令和3年度 実質収支額	令和2年度 実質収支額	比較増減
一般会計等	一般会計	6,905,164	3,003,244	3,901,920
	公債管理事業会計	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	660,672	566,708	93,964
	土地取得事業会計	0	0	0
合計(a)		7,565,836	3,569,952	3,995,884
標準財政規模(b)		244,031,477	233,709,954	10,321,523
（うち臨時財政対策債発行可能額）		(28,318,781)	(22,243,408)	(6,075,373)
実質赤字比率 (a)/(b)		—	—	—

実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額が赤字である場合に算定されるが、令和3年度の一般会計等の実質収支額は黒字であることから、実質赤字比率は算定されなかった。

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の実質赤字額又は資金不足額}}{\text{標準財政規模①}}$$

① 標準財政規模 = 標準税収入額等 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額

令和3年度決算に基づく連結実質赤字比率は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △：減)

区分 (会計名等)		令和3年度 実質収支額又は 資金不足・剰余額	令和2年度 実質収支額又は 資金不足・剰余額	比較増減
一般会計等	一般会計	6,905,164	3,003,244	3,901,920
	公債管理事業会計	0	0	0
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	660,672	566,708	93,964
	土地取得事業会計	0	0	0
公営企業 以外の 公営事業会計	国民健康保険事業会計	491,910	393,257	98,653
	介護保険事業会計	1,400,049	922,894	477,155
	後期高齢者医療事業会計	16,367	18,615	△2,248
公営企業会計 (法適用)	水道事業会計	6,829,523	7,103,172	△273,649
	病院事業会計	8,553,439	9,046,282	△492,843
	下水道事業会計	1,968,501	1,473,502	494,999
公営企業会計 (法非適用)	中央卸売市場事業会計	1	2	△1
	と畜場事業会計	1	1	0
合計(a)		26,825,627	22,527,677	4,297,950
標準財政規模(b)		244,031,477	233,709,954	10,321,523
(うち臨時財政対策債発行可能額)		(28,318,781)	(22,243,408)	(6,075,373)
連結実質赤字比率 (a)/(b)		—	—	—

連結実質赤字比率は、各会計の実質収支額又は資金不足・剰余額の合計額が赤字である場合に算定されるが、令和3年度の各会計の実質収支額又は資金不足・剰余額の合計額は黒字であることから、連結実質赤字比率は算定されなかった。

3 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3か年平均であり、算定式は次のとおりである。（市の全会計に加え、新潟市が構成団体のひとつとして加入している一部事務組合、広域連合等を含む。）

実質公債費比率

$$= \frac{(\text{①} + \text{②}) - (\text{③} + \text{④})}{\text{⑤} - \text{④}} \text{の3か年平均（小数点第2位以下切り捨て）}$$

- ① 元利償還金 ② 準元利償還金 ③ ①又は②に充てられる特定財源
 ④ 算入公債費及び算入準公債費の額 ⑤ 標準財政規模

令和3年度決算に基づく実質公債費比率は、次のとおりである。

（単位：千円 比率：％ △：減）

項目	令和3年度 ア	令和2年度 イ	令和元年度 ウ	平成30年度 エ	比較増減 ア－イ
① 元利償還金	40,946,601	39,478,466	38,937,431	39,021,487	1,468,135
② 準元利償還金	22,274,956	21,900,955	21,212,544	20,752,430	374,001
③ ①又は②に充てられる特定財源	6,707,265	6,549,973	6,485,950	6,213,196	157,292
④ 算入公債費及び算入準公債費の額	32,951,184	32,372,888	32,046,542	32,232,122	578,296
⑤ 標準財政規模	244,031,477	233,709,954	229,508,356	230,121,929	10,321,523
実質公債費比率（単年度）	11.16310	11.15371	10.94768	10.77802	0.00939
令和3年度実質公債費比率 （3か年平均）（ア＋イ＋ウ）/3	11.0				
令和2年度実質公債費比率 （3か年平均）（イ＋ウ＋エ）/3		10.9			

令和3年度の実質公債費比率（3か年平均）は11.0%で、前年度より0.1ポイント悪化した
 が、早期健全化基準の25%を下回った。

これは、平成30年度の比率に比べ、当年度の比率が0.4ポイント悪化したことから、3か
 年平均に影響しているものである。

単年度比較では、普通交付税の増などにより標準財政規模が103億2,152万円増加したも
 のの、元利償還金や満期一括償還地方債の積立額などの準元利償還金があわせて18億
 4,214万円増加したことが影響し、前年度よりやや悪化した。

4 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、算定式は次のとおりである。（対象会計の範囲は、実質公債費比率算定の対象会計に加え、地方公社、第3セクター等も含む。）

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{①} - \text{②}}{\text{③} - \text{④}}$$

① 将来負担額 ② 充当可能財源等 ③ 標準財政規模 ④ 算入公債費等の額

令和3年度決算に基づく将来負担比率は、次のとおりである。

（単位：千円 比率：％ △：減）

項目	令和3年度	令和2年度	比較増減
① 将来負担額	925,784,959	r 923,965,056	1,819,903
地方債の現在高	667,056,145	665,123,099	1,933,046
債務負担行為に基づく支出予定額	9,067,318	9,810,055	△742,737
公営企業債等繰入見込額	174,908,100	172,244,196	2,663,904
組合負担等見込額	405,307	425,746	△20,439
退職手当負担見込額	74,348,089	r 76,305,845	△1,957,756
設立法人の負債額等負担見込額	0	56,115	△56,115
② 充当可能財源等	663,852,911	652,810,238	11,042,673
充当可能基金	42,556,596	32,973,961	9,582,635
充当可能特定歳入	80,876,953	81,469,187	△592,234
基準財政需要額算入見込額	540,419,362	538,367,090	2,052,272
③ 標準財政規模	244,031,477	233,709,954	10,321,523
④ 算入公債費等の額	32,951,184	32,372,888	578,296
将来負担比率 (①-②) / (③-④)	124.0	r 134.6	△10.6

令和3年度の将来負担比率は124.0％で、前年度より10.6ポイント良化し、早期健全化基準の400％を下回った。

これは、地方債残高が19億3,305万円、公営企業債等繰入見込額が26億6,390万円それぞれ増加した一方で、普通交付税の増などにより標準財政規模が103億2,152万円増加したことや、充当可能基金が95億8,264万円増加したことなどが影響し、大幅に良化したものである。

第9 各事業会計の資金不足比率の概要

資金不足比率とは、公営企業会計ごとにおける資金不足額の事業規模(営業収益の規模)に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{資金不足比率(法適用)} &= \frac{\text{流動負債等} - \text{流動資産等}}{\text{事業規模}} \\ \text{資金不足比率(法非適用)} &= \frac{\text{各会計の実質赤字額}}{\text{事業規模}} \end{aligned}$$

※法適用：地方公営企業法の全部又は財務規定を適用している事業であり、経理事務を公営企業会計方式で行っているもの。

※法非適用：地方公営企業法を適用していない事業であり、経理事務を官庁会計方式で行っているもの。

1 公営企業(法適用)

(1) 下水道事業会計資金不足比率

下水道事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △：負数又は減)

区分	令和3年度	令和2年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△1,968,501	△1,473,502	△494,999
流動負債等 a	4,390,907	5,196,710	△805,803
流動資産等 b	6,359,408	6,670,212	△310,804
事業規模 B	20,818,614	20,731,999	86,615
資金不足比率 A/B	—	—	—

(2) 水道事業会計資金不足比率

水道事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △：負数又は減)

区分	令和3年度	令和2年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△6,829,523	△7,103,172	273,649
流動負債等 a	4,719,505	4,906,349	△186,844
流動資産等 b	11,549,028	12,009,521	△460,493
事業規模 B	14,347,537	14,336,077	11,460
資金不足比率 A/B	—	—	—

(3) 病院事業会計資金不足比率

病院事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △：負数又は減)

区分	令和3年度	令和2年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△8,553,439	△9,046,282	492,843
流動負債等 a	2,738,317	2,731,171	7,146
流動資産等 b	11,291,756	11,777,453	△485,697
事業規模 B	21,409,100	20,876,856	532,244
資金不足比率 A/B	—	—	—

2 公営企業（法非適用）

(1) 中央卸売市場事業会計資金不足比率

中央卸売市場事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △：負数又は減)

区分	令和3年度	令和2年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△1	△2	1
歳出額等 a	1,226,179	1,424,915	△198,736
歳入額等 b	1,226,180	1,424,917	△198,737
事業規模 B	523,200	533,612	△10,412
資金不足比率 A/B	—	—	—

(2) と畜場事業会計資金不足比率

と畜場事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △：負数又は減)

区分	令和3年度	令和2年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△1	△1	0
歳出額等 a	238,473	238,133	340
歳入額等 b	238,474	238,134	340
事業規模 B	132,249	135,660	△3,411
資金不足比率 A/B	—	—	—

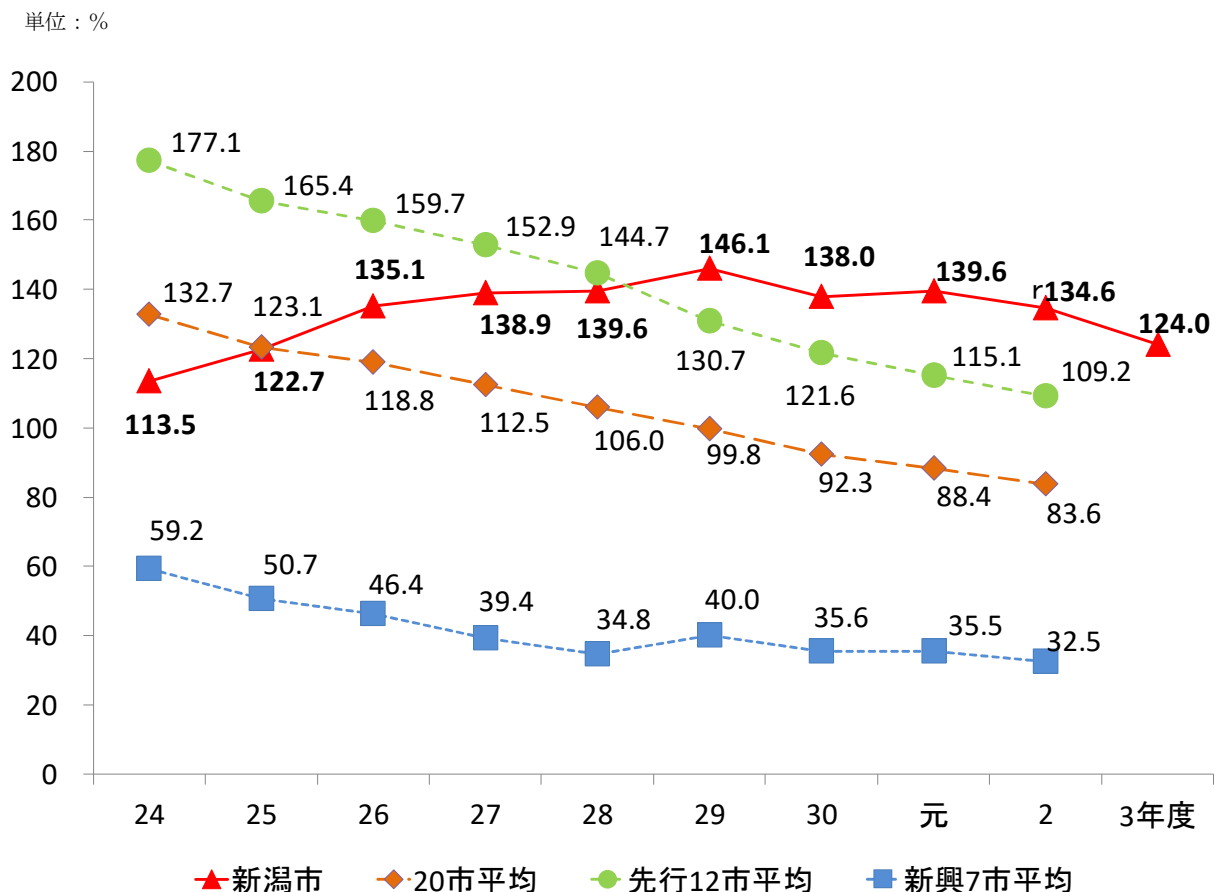
第10 総括意見

当年度における実質公債費比率は11.0%、将来負担比率は124.0%と、それぞれ早期健全化基準を下回った。

将来負担比率は前年度比10.6ポイントの大幅な良化となった。その主な要因は、当初の見込みより景気が上向いたことなどにより普通交付税が追加交付され、標準財政規模が増加したことに加え、旧小針野球場などの遊休資産売却を推し進め、その売却収入を財政調整基金に積み立てるなど、充当可能財源等が増加したことなどである。

しかし、この大幅な良化は新型コロナウイルス禍による特殊な決算が影響したものともいえる。今後は高齢化の進展による社会保障費などの財政需要の増大が見込まれる上に、少子化に伴う生産年齢人口の減少による税収の減少が懸念され、財政状況は厳しくなっていくことが予想される。そのため、これらの課題に対応し、将来世代に過度な負担を強いることのないよう、引き続き、将来負担比率の着実な低減に取り組むことで、健全で持続可能な財政基盤の構築に努められたい。

第1図 将来負担比率 政令指定都市比較



※先行12市：札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

※新興7市：さいたま市、相模原市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市、熊本市

※資料：「財政状況資料集」（総務省）等より作成